

質問回答書

質問事項について、次のとおり回答します。

(事業名) 7市単河川委第1号八幡川埋蔵文化財発掘調査業務委託

NO.	質問事項	回 答
1	土置場の位置図及び図面を、お願い致します。確認調査結果概略図に、具体的に、表示願います。	別図の範囲(つくば市山口1002番1、1004番1等)を想定しています。同範囲は民地であり、借地可能ですが、受託者が地権者から借地する必要があります。借地に関する各種手続きは受託者で行うものとします。(農地の場合、農地転用も含む) なお、詳細については別図を参照してください。
2	伐採した木、根の、仮置き場についても、確認調査結果概略図に、具体的に、表示願います。	別図の範囲(つくば市山口1002番1、1004番1等)を想定しています。同範囲は民地であり、借地可能ですが、受託者が地権者から借地する必要があります。借地に関する各種手続きは受託者で行うものとします。(農地の場合、農地転用も含む) なお、詳細については別図を参照してください。
3	本発掘調査範囲までの重機の進入路については、鉄板を敷いていきますが、アプローチの鉄板敷範囲について、確認調査結果概略図に、具体的に表示願います。	別図の範囲を想定しています。(つくば市山口999番1)同範囲は民地であり、借地可能ですが、受託者が地権者から借地する必要があります。借地に関する各種手続きは受託者で行うものとします。(農地の場合、農地転用も含む) なお、詳細については別図を参照してください。
4	プレハブの設置個所及び作業員の駐車場について、置き場所について、確認調査結果に、具体的に表示願います。	別図の範囲(つくば市山口1002番1、1004番1、996番2)を想定しています。民地については借地可能ですが、受託者が地権者から借地する必要があります。民地を借地する場合の各種手続きは受託者で行うものとします。(農地の場合、農地転用も含む) なお、詳細については別図を参照してください。
5	「堤跡に重機が上がらなければ、表土除去を重機で行うことも可とする。」とは、堤跡に重機が上がって良いと理解して宜しいでしょうか？	地上に顕在化している堤跡に重機が上がることは不可です。同範囲の表土を重機で除去する場合は、平坦地からアームを伸ばして実施する必要があります。
6		



排土置場等の概略図

※この図の調査区の位置は概略であり、正確ではありません※